民間資金等活用事業推進委員会第36回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第36回 民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日時: 平成26年9月2日(火)16:00~17:30

場所:合同庁舎4号館4階第4特別会議室

1 開会

2 議事

- (1) モニタリング・事業促進WGの検討結果について
- (2) モニタリングに関するガイドラインの改正等について
- (3) PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等について
- (4) VFM・リスク分担WGの検討状況について
- (5)報告事項
 - ・集中強化期間の取組方針等について
- (6) その他
- 3 閉会

○増田参事官 時間となりましたので、ただいまから第36回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

事務局である内閣府民間資金等活用事業推進室の参事官として8月10日付で着任いたしました増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、定員9名のうち7名の委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、石原委員長より進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○石原委員長 石原でございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、モニタリング・事業促進ワーキンググループの検討結果につきまして、座長を務めていただいておりますH委員から御説明をお願いいたします。

○H委員 Hでございます。

資料1をごらんください。モニタリング・事業促進ワーキンググループは、アクションプランを踏まえたPFI事業の推進に向けて、民間投資を喚起し、民間の創意工夫を最大限に生かす観点からのモニタリングのあり方、それから地方公共団体における事業促進策の検討を行うために、私を座長といたしまして、9名の構成員によって平成26年2月から8月まで5回にわたって開催させていただきました。

モニタリングにつきましては、新たな課題への対応も含めて、より的確な知見などを反映させた「モニタリングに関するガイドライン改正案」をとりまとめるとともに、地方公共団体がモニタリング基準を作成する際の負担をできるだけ軽減するために、「モニタリング基準(作成素材)(案)」を作成いたしました。

事業促進につきましては、民間の創意工夫の発揮によってPFI事業を推進するために、 先進的な地方公共団体の取組などを位置付けました「PFI事業実施プロセスに関するガイ ドライン改正案」をとりまとめるとともに、PFI事業の民間提案を推進するために、「PFI 事業民間提案推進マニュアル(案)」を作成いたしました。

モニタリングに関する検討結果は、この後の議事2、モニタリングに関するガイドラインの改正等として、それから、事業促進に関する検討結果については、この後の議事3、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等として、本日の議事に提案する次第になっております。

よろしくお願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまお話がございましたとおり、モニタリングに関するガイドラインの 改正等につきまして、事務局より説明をよろしくお願いいたします。 ○武井企画官 事務局のPFI事業推進室企画官の武井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

モニタリングに関するガイドラインの改正等につきまして説明させていただきます。関係する資料といたしましては、資料 2-1 にモニタリングに関するガイドラインの改正等について概要をまとめた資料、資料 2-2 には、ガイドラインの改正箇所を示した新旧対照表、資料 2-3 には、モニタリング基準作成素材をお配りしているところでございます。また、現行の「モニタリングに関するガイドライン」の全体については、お手元の紙ファイルの「ガイドライン集」にとじてありますので、必要な場合には御参照いただければと思います。

まず、モニタリングに関するガイドラインの改正についてでございます。

主な改正点につきましては、資料 2-1 の中で青印で示しているところでございます。 資料 2-2 のほうでは、新旧対照表を、左を現行、右を改正案として改正内容を示しているところでございます。資料 2-1 の改正点ごとに、新旧対照表の該当箇所を御紹介しながら説明したいと思っております。

主な改正点の1点目は、モニタリング実施に向けた体制構築に関する改正でございます。 新旧対照表では5ページ中ほどの右側になります。可能な限り早い段階でモニタリング の基準案を提示し、質問と回答を通じて、入札段階で成案を示すことが望ましい旨をガイ ドラインで明確化しました。また、こういった方向で実際に取り組んでいただけるよう、 後で紹介するモニタリング基準作成素材を作成しましたが、その活用をここに位置づけて いるところでございます。

主な改正点の2点目でございますが、モニタリングの実施方法に関する改正でございます。

モニタリングでは、管理者、選定事業者が大きな役割を果たしていますが、委員会では、サービス水準の向上のためには、サービス受益者の意見の反映が重要であることや、また、独立採算型の場合には、利用料金を払う立場となるサービス受益者の意見や中立的な第三者による評価が重要なことから、サービス受益者、学識経験者等第三者の位置づけを充実させることとしました。

具体的には、新旧対照表の8ページ右側をごらんいただければと思いますけれども、こちらには、報告書等による履行内容の確認対象として、「iii)サービス受益者等からの苦情等が適切に対処されたかの確認」を位置づけまして、サービス受益者の意見について記載を追加しているところでございます。

また、9ページ右側の一番下から10ページにかけてでございますが、「モニタリングについては、必要に応じて学識経験者等第三者の公正・中立な立場からの意見を得ることが考えられる。」と記載して、学識経験者等第三者を管理者等が必要に応じて意見を聞く公正・中立な立場の者として位置づけました。

また、11ページー番下から12ページにかけてでございますが、高い専門性を有する施設

で、専門的な見識を有する者等が、公正・中立な立場で業務の実施状況を確認するものということで記載して、学識経験者等第三者について、専門的な見識を有する者として位置づけたところでございます。

主な改正点の3点目でございますが、適正なサービスが提供されない場合の対応に関してでございます。

現在のガイドラインでは、こういった場合の履行を確保する方策として、管理者等が支払うサービス対価を減額する仕組みが位置づけられています。新旧対照表では16ページでございます。16ページでは、このサービス対価を減額する仕組みにつきまして、不履行の状況に応じてポイントを付与して、一定以上になった場合にサービス対価を減額する制度、ペナルティーポイントという制度でございますが、これに加えて、要求水準以上のサービスを提供した場合に減額ポイントと相殺できる制度、リカバリーポイントといった制度を位置づけるよう記載を充実させております。

また、その次、17ページのフロー図では、モニタリングの結果、業務不履行を確認し、 改善要求をしても改善がなされなかった場合の対応として、改善勧告の流れや減額ポイン ト付与の流れに分けて、これの記載を充実させているところでございます。

なお、このフロー図は、後で御紹介するモニタリング基準作成素材と共通して用いるも のでございます。

主な改正点の4点目でございます。これは、独立採算型、収益施設併設型事業への対応 でございます。

新旧対照表では20ページをごらんいただければと思いますけれども、こちらに独立採算型の場合につきまして、管理者等からのサービス対価の支払いがないことから、サービス対価を減額するという形での経済的なペナルティーを科すことができないため、これに代わって金銭の徴収をするという考え方があり得ることを記載いたしました。

また、新旧対照表の23ページでございます。23ページの一番上でございますけれども、 収益施設併設型で一体の会計処理を行う場合には、事業全体の財務状況の把握が重要であ る旨を記載しているところでございます。

主な改正点の5点目でございますが、モニタリングの結果等でございます。

新旧対照表では24ページをごらんいただければと思います。こちらのほうには、事業を開始した後でモニタリングがうまくいかなかった場合の対応を追加いたしました。当初想定したモニタリングの判断基準が業務実態に照らして有効に機能していない場合や、より適切な判断基準が考えられる場合には、管理者等または選定事業者が、理由を付して判断基準を見直すよう申し出ることができることが考えられると位置づけまして、申し出があった場合には、その内容が合理的かどうかを協議し、必要と認めたときには、新たな判断基準を設定するといったことを記載しているところでございます。

その下から25ページにかけまして、モニタリングの結果を評価して業務改善につなげるべきことを記載いたしました。モニタリングにより洗い出された課題につきましては、管

理者等から、業務改善に向けた助言を行うこと、また、一方、よい取組については、報奨 金や表彰制度などの事業意欲を高める仕組みを導入することによって評価することが重要 だとしております。

また、モニタリングの結果につきましては、従来より公表する旨が記載されておりましたが、この下の部分でございますけれども、「選定事業者の業務に対する取組意欲を喚起するためにも、モニタリング等の結果を公表することが必要である。」と公表の意義を強調した修正を行っております。

引き続きまして、資料 2-3 に移ります。資料 2-3 は、「モニタリング基準(作成素材)」でございます。

これは、具体的な事業でモニタリング基準を作成する地方公共団体の負担を軽減するため、ドラフトとして、適宜、追加、修正して活用いただくことを想定して作成したものでございます。

モニタリング基準の1ページ目は、第1章 モニタリングの基本的な考え方についてで ございます。こちらでは、第1節ではモニタリングの目的、第2節ではモニタリング実施 計画書の作成、第3節では実施時期、第4節ではモニタリングの費用負担、こういったこ とを決めるように定めております。

2から4ページには、第2章 施設整備に関するモニタリングでございます。設計業務時につきましては、例えば基本設計・実施設計、工事監理・建設等業務、完成検査・完成確認等のそれぞれの時点でのモニタリングの方法を決めています。また、第2節では要求水準を満たしていない場合の措置、第3節ではモニタリング体制について決めるような形になっております。

5から9ページは、第3章 維持管理業務に関するモニタリングでございます。第1節ではモニタリングの方法、次の第2節では要求水準を満たしていない場合の措置、また、次、9ページに移りまして、第3節はモニタリング結果の公表について決めております。

10ページには、第4章 事業終了時のモニタリングということで、モニタリングの方法、要求水準を満たしていない場合の措置を決める部分を設けております。

いずれも、PFI事業を実施する地方公共団体におきまして、具体的な事業に即した検討を行っていただき、これを今回用意いたしたものを作成素材として、必要な追記や修正をして御活用いただくことを期待して公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

ただいまガイドラインの改正案と新たにつくりましたモニタリング基準作成素材につきましての御説明がございましたけれども、御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

民間あるいは地方公共団体の立場に立った形で不足を補い、あるいは参考資料がつくられているものと思います。H委員を初め、ワーキンググループの皆様の労に感謝したいと

思いますが、皆様から何か御意見かございましたらお願いします。

座長から何か補足はございますでしょうか。

〇H委員 特にはございませんが、この資料 2-3 のモニタリング基準は、あくまでも作成素材でございます。表紙にも書いてあるのですけれども、これは例示なので、適宜、追記、修正して活用していただく、あるいはここを膨らませていっていただくという意図でつくられていますので、これが金科玉条ということではありません。こういうものを素材にいろいろ発展させていっていただけると、よりよいものになっていくのではないかと考えております。

○石原委員長 ありがとうございました。これをぜひ実際の地方の実態に応じてカスタマイズしながら利用していただくということですね。

どうぞ、B委員。

○B委員 モニタリングは大変重要かと思います。こういう形でガイドラインを明確につくれば、現場もやりやすくなるかと思います。

1点、モニタリングの公表のところですが、私も以前ここで発言したかと思うのですが、モニタリング結果の公表というのは大事だと思うのでやったほうがよいと思うので、そこに書き込んでいただいているのは良いのですが、資料 2-2 の25ページのところで「ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ P F I 事業契約等で合意の上、これを除いて公表することが必要である」という記述があります。法的には確かにそうなのですが、情報公開法などで、この「民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」というのはどのようなものかというのは、相当絞り込まれており、例えば客観的な事実とかそういったことは、必ずしも競争上の地位を害するおそれにならないだろうといったことなど、法的にかなり積み重なって明確になっているものがございますので、それほど公表できないものが大きくなることはないという感じは持っております。

ただ、民間事業者にとって、何でも公表されては困るという思いがあるかもしれませんので、これ自身はよろしいと思うのですが、運用として、法的には大体固まったものがあるので、それでやっていただければと思います。

○石原委員長 ありがとうございました。

ただいまのB委員の御質問といいますか御意見に対しまして、H委員、何かございますか。
〇H委員 御指摘のとおりだと思います。今、御指摘があったように、そういうことをしっかり認識していない事業者からすると、ここはちょっと安心のポイントになるということではあるのですけれども、ただ、御指摘のポイントは大変重要で、やはり運用のときには、しっかりそういう形で公表していく姿勢で臨んでいくという対応が大事かと思います。
〇石原委員長 むしろ今後のためには、公表が前提であると考えたほうがよろしいですね。
〇H委員 そうですね、もちろん本当に公表すると事業者の地位があやうくなるようなものは、当然除くのですけれども、御指摘になったように、大部分のものは、実はそんなに

問題になるものではないのでということだと思いますので、その点に関しては、(2)できちっと柱立てでモニタリング等の結果の公表という柱を立てたということからも明らかなように、こういうことで取組意欲を喚起していくことがここの趣旨だということでやっていただければと思っております。

- ○石原委員長 事務局から、よろしいですか。
- ○武井企画官 今の御議論の趣旨を踏まえて、御相談いただいたときには対応してまいり たいと思います。
- ○石原委員長 ありがとうございました。 ほかにございますでしょうか。どうぞ。
- ○I専門委員 1点だけ確認です。モニタリング基準はいわゆるサービスを支払う形のも のであって、コンセッション型には適用がないという理解でよいでしょうか。
- ○武井企画官 中身としては、まさにおっしゃったように、サービス購入型としてつくっております。これは、サービス購入型用のものですという書き方には中にはしておりません。公表する際に、その趣旨を書き込みたいと思います。
- ○I専門委員 読めばわかると思いますけれども、付記をお願いします。
- ○武井企画官 わかりました。
- ○石原委員長 ほかにございますでしょうか。どうぞ、A委員。
- ○A委員 Aでございます。

資料 2-2 の22ページで、財務状況の把握となっておりまして、監査済みの財務諸表などを提出いただいてサービスが継続できるかどうかという兆候、いろいろ問題点の兆候を把握するような管理をするようになっております。資料 2-3 のモニタリング基準は、加筆、修正するような、状況に応じて内容を膨らませていくものなのだとは思いますが、特に財務状況の把握については記載が見当たりません。この点はいかがお考えでしょうか。

5ページ、第3章 維持管理業務に関するモニタリングの中で、定期モニタリングのところには、「事業者が提出する月次及び年次報告書に基づき、定期モニタリングを行う。」いう記載があって、これに該当するのか、よくわからなかったので、御教示いただければと思います。

- ○石原委員長 財務状況についてのモニタリングですね。いかがでございましょうか。
- ○武井企画官 御指摘のように、資料2-3のほうは、非常にシンプルな形でつくっておりますので、財務状況のところまで含んだものにはしておりません。そちらのほうは工夫して実施していただく部分かと思っております。
- ○石原委員長 今後、随時、必要があれば積み重ねていくということも可ということです ゎ
- ○武井企画官 はい。各現場での運用などをよく確認しながら、こちらの作成素材について、後日また充実させていくことを考えていきたいと思います。

○石原委員長 素材を膨らませていくということであれば、今後また、実際の運用の中で あるいは御意見等をお聞かせ願えればありがたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、質疑応答をこの辺にいたしまして、モニタリングに関するガイドラインの改正案並びにモニタリング基準作成素材案につきましては、皆様の御了承をいただきたいと存じます。ただ、皆様から御指摘ありましたように、今後さらにつけ加えていくということが、今後のむしろ課題として残ってくるわけでございまして、この素材については、皆様から御了承いただいたということにしたいと思います。

それでは修正等については、私並びに柳川座長に一任していただきまして、委員会として取りまとめることといたしたいと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと存じます。PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

〇武井企画官 PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等につきまして説明させていただきます。関係する資料といたしましては、資料 3-1 に、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正等について概要をまとめた資料、資料 3-2 には、ガイドラインの改正箇所を示した新旧対照表、資料 3-3 には「PFI事業民間提案推進マニュアル(案)」をお配りしているところでございます。また、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の全体につきましては、お手元の紙ファイル「ガイドライン集」にとじてありますので、必要な場合には御参照いただければと思います。

まず、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインの改正でございますけれども、主な改正点を資料 3-1 に示しております。資料 3-2 の新旧対照表で該当箇所を御紹介しながら説明したいと思っております。

主な改正点①は、PFI事業の促進に資する体制の構築でございます。

新旧対照表で2ページ上になります。PFI事業の検討のきっかけとなる民間事業者からの提案や管理者等がその提案を活用するためには、地域企業のノウハウ習得や地域人材の育成に向けた産官学金からなる地域のプラットフォームの形成を促進することや事業遂行力向上のための管理者等のネットワークを創出することが有効であることを位置づけたものでございます。

改正点②でございますけれども、民間提案の推進でございます。

2ページ中ほどやや下側でございますけれども、この後、御説明するPFI事業民間提案 推進マニュアルに留意して対応するよう記載しております。

また、3ページの中ほどでございますけれども、公共施設等の総合的かつ計画的な管理 を推進するために公共施設等総合管理計画を策定するよう、これは総務省が地方公共団体 に働きかけているところでございますけれども、この計画の中で公共施設等に関する情報 を積極的に公開することが、民間提案の促進に効果的であるということを記載しておりますので、こういったことをガイドラインの中にも記載させていただきたいと思っております。

この後、4から5ページにかけまして、この公共施設等総合管理計画につきまして、総 務省から出されている通知を引用しているところでございます。

引き続きまして、資料 3-3 「PFI事業民間提案推進マニュアル」を説明させていただきたいと思います。これは、PFI事業の民間提案を推進するため、国や地方公共団体が行う環境整備を民間事業者が提案しようとする場合に役立つ情報を盛り込んで作成したものでございます。

はじめにの箇所では、このマニュアルの趣旨等を記載しております。

次の目次にありますように、第1章は、民間提案につきまして、第2章は、その実施手続、第3章は、地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成といたしまして、別冊、この後ろでございますけれども、提案書のフォーマット例をつけているところでございます。

1ページからは、四角の箱の中に制度の仕組みや手続を解説して、角のとれた箱には関係法令や地方公共団体の運用など、参考になる情報を掲載しております。

1ページは、民間提案についてでございます。四角の箱の中の2つ目のところでございますけれども、PFI方式による公共施設等の整備等、3つ目の丸には、PPPということで官民連携の推進、こういったものを書いていまして、このマニュアルでは、PFIを中心に、PPPも視野に入れたマニュアルであることを示しております。また、4つ目の丸でございますけれども、PFI法に基づく民間提案制度と、5つ目の丸でございますが、PFI法に定めた手続によらないで民間事業者から提案を募る取組、こういったものを書き込んでおりまして、法定の民間提案、非法定の民間提案の両方を扱うマニュアルであることを示しております。

2ページでございます。ここは、対象事業の抽出ということで、民間提案がPFI事業につながるためには、公共施設等の整備等が必要な事業であることが必要でありますので、民間事業者等にとってわかりにくいと考えられるこうした情報の公開等を進めることが、PFI事業への民間提案の活性化につながることを説明しております。

こうした情報を知りたい人たちにとりまして、まず、4つ目の丸でございます総合計画等に記載されているまちづくりの方針や事業が手がかりになることを記載しています。また、こうした情報の中で熟度の高いものをリスト化して公表していくことが役に立つということを書いて、事例として、福岡市の「『民間提案』の募集対象事業一覧表」、ロングリスト、ショートリストといった取組を紹介しているところでございます。

3ページでございます。3ページは、受付・問い合わせ窓口と提案書作成支援でございます。これは、組織の中で民間提案を取り扱う対外的な窓口を明確化しておくことが重要であり、その窓口では、必要な情報を提供して提案書の作成を支援する役割が期待されることを説明しております。

次の4ページでございますが、こうした窓口の事例といたしまして、横浜市における「共創フロント」、また、事例といたしまして、神戸市における「公民連携推進室」、こういった取組を御紹介させていただいております。

5ページの提案書の記載項目でございます。ここでは、PFI法に基づく民間提案のケースを説明しております。また、提案書に特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果とその過程及び方法について、根拠も含めてわかりやすく示すことが、公共施設管理者等が提案を評価しやすくなることにつながるということも、この一番最後のところに書いております。

続きまして、6ページでございますけれども、民間提案の検討体制でございます。窓口だけではなくて、庁内の関係部局も含めた検討体制が必要であることを説明しています。 具体例として、この下には静岡市の検討体制についてフロー図で示しております。

次のページでは、群馬県における民間提案を検討する流れと検討体制を示しております。 続きまして、8ページは、民間提案の検討項目でございます。ここでは、PFI法に基づ く提案のケースを説明しています。

9ページに移っていただきまして、検討結果の通知・公表でございます。PFI法に基づく提案の場合には、法に基づきまして検討し、検討結果を通知する義務がありますので、主にその内容を説明しております。管理者が実施方針を定めることが適当と判断した場合には、実施方針が公表されるので表に出てきますが、実施方針を定める必要がないと判断した場合にも、検討する他の事業者の方々がいると思いますので、こういった方々にとって参考となるよう、提案内容や判断理由の情報公開をすることが望ましい旨を記載しているところでございます。

続きまして、10ページは、実施方針の策定でございます。実施方針の策定に寄与した民間提案がある場合は、その提案を事業者選定の段階で評価することがインセンティブになると考えられます。このため、事例①では我孫子市の事例でございますけれども、提案した民間事業者を評価するということで、その内容がこの下のほう、一番下でございますけれども、「委託した事業は、原則3年間は、提案者にお任せします。」ということで評価することが書いてあります。

11ページには、新潟市の民間提案を評価する方法でございますけれども、新潟市の制度では、この第4条のアのところでは「随意契約」、イのところでは「民間提案加点」ということで評価することが書いてあります。

次の12ページでは、民間提案に対する評価ということで、さいたま市の事例でございますけれども、こちらでは、「評価項目合計点の5%を加点して評価する」というような形で評価するということが位置づけられております。

それぞれ地方公共団体の独自制度を御紹介させていただいております。

13ページでございますけれども、地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成についてでございます。これは、産官学金から成る地域プラットフォームの設置、地方公共団体の間

のネットワークを構成することが有効であることを説明して、この事例といたしましては、 福岡市のPPPプラットフォームについて紹介しております。

続きまして、14ページ以降でございますけれども、提案書のフォーマット例でございます。先に、5ページではPFI法に基づく提案を説明しましたが、ここに示す提案書のフォーマット例は、PFI法に基づく提案としてVFMの算出方法と過程を見えるようにして、特定事業の効果及び効率性の評価を見えるような形の書式として用意いたしました。PFI法に基づく民間提案でも、これと違う形で行われてももちろん結構ではございますが、また、PFI法に基づかない民間提案は、もっと違う形で行われることもあろうかと考えておりますが、ここではフォーマットの一例ということで提案させていただいております。

説明は以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見がございましたらお受けした いと存じます。いかがでございましょうか。

○H委員 この事業促進という観点からすると、民間提案というのは非常に大事なので、 民間提案推進のためにマニュアルをつくりました。資料3-3のマニュアルですけれども、 1枚めくっていただいたはじめにのところ、最後から2番目のパラグラフにありますよう に、実は読者対象は2つあります。1つが、国や地方公共団体の発注側のほうで、提案が 実施しやすい環境を整備するためのマニュアル、もう一つが、民間事業者が実際に提案し ようとする場合に役立つ情報という2つが一緒になって入っていまして、本来だったら両 方分けてつくれたほうがいいのでしょうけれども、まだそこまでボリューム感が出るよう な話になっていないものですから、両方に対してのマニュアルになっています。

それで、これも先ほどの素材とちょっと似たような形になっていまして、最後のパラグラフにありますように、これ以外の方法を否定するものではなくて、さらなる民間提案の普及や発展を踏まえて内容は変わっていくし、事例も拡充させていくということを前提にした現段階でのマニュアルということですので、むしろこれがだんだん膨らんでいくことが望まれるタイプのものだとお考えいただければと思います。

- ○石原委員長 ありがとうございました。 どうぞ。
- ○N専門委員 ありがとうございます。このフォーマット例ですけれども、これは今、全部数字とか内容は削除して、マニュアルですので入れてはいないと思います。ただ、提案する人が参考にするために、実際のデータが、どこかの地方公共団体のホームページか何かで公開されているものとかがありましたら、そういうリンクをつけてあげると、具体例がわかると思うのですが、そういうものは存在していないでしょうか。
- ○石原委員長 いかがでございましょうか。
- ○武井企画官 今、調べた限りでは、そういった情報は、公開されているものは見当たりませんでした。

- ○石原委員長 よろしいですか。どうぞ。
- ○P専門委員 Pですが、今の関連で、この民間提案で具体的に進められた事業というのは、 どこかの地方公共団体であるのでしょうか。
- 〇武井企画官 民間提案につきまして、各県、政令市に問い合わせたところ、11件ほどの 提案実績が出てきましたが、実現されたものは、その中では今のところはなかったと聞い ております。まだ検討中であるものは2件あったかと思いますけれども、実現されたもの は、今のところはなかったという状態でございます。
- ○石原委員長 よろしゅうございますか。 どうぞ。

○L専門委員 ありがとうございます。こちらのマニュアルの10ページのところで民間提案の実施手続についてということで、提案を受けて、実施方針を定めることが適当であるとすると、実施方針を策定し、恐らくその後は、通常のPFI事業のプロセスと同様であると。つまり特定事業の選定を行って、募集要項をつくって事業者募集していくという形になると思っておるのですが、恐らく実際の地方公共団体は、この提案を受けて特定事業選定をするとき、PSCとVFMというものが民間企業から提案された数字をそのまま使っていいのか、精査するとしたらどの程度精査するのか、それから、実際に要求水準書をつくるときに、そのあたりをどのように考えていくかというのは、実務としては非常に難しいのではないかと思っております。

というのは、私も実は1件かかわらせていただいているのですが、提案しようとしている企業が、自分たちが出した数字がどのぐらいのレベル感の数字として扱われるのか、つまり民間企業は、この提案をするときの数字と実際の入札のときの勝負価格を、おそらく使い分けてくるだろうと思います。それはいろいろ民間としての戦略の中で考えていくと思うのですが、つまりそこで出てきたものがどのようなもので、どういうふうに地方公共団体で使用されるかというのは、今後、実務的には非常に難しいことだと思っております。

こうしたマニュアルを出していただくのは重要だと思うのですが、今後、おそらく各種のそういった事例の中で、実際にどのようにその後の特定事業選定、要求水準書の作成等を進められたのかということを、ぜひいろいろ情報収集していただいて、情報提供していただきたいと思っております。

海外でもこういった取組がなされている中で、民間の提案者の内容をどこまで地方公共 団体として丸のみしてやるのか、それとも地方公共団体としてきちっと精査してやるのか というところで、さじ加減が非常に難しいと思っておりまして、そのあたり、今後の蓄積 をぜひフィードバックして、このマニュアルをよいものにしていただけたらいいなと思っ ております。

- ○石原委員長 今のお話はいかがでございますか。
- ○武井企画官 おっしゃるとおりだと思います。この中でも、窓口をつくって、そちらの

ほうで相談しながら、民間提案がうまくいくようにということで、地方公共団体のほうで そういう窓口をつくってフォローしていただきたいという方向を打ち出しておりますので、 そういった中で、提供する情報、またいただく情報、そういった数字などにつきましても、 少しずつ情報がわかってくるのかなと思っております。

○石原委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ、C委員。

- 〇C委員 このガイドライン改正案の資料 3-2の 1 ページから 2 ページの上のほうですけれども、この「PFI事業の検討においては」の(8)は、民間提案があった場合、これを積極的に取り上げましょうと言っていると思われます。一方で、赤字で追加されている部分は、こういう民間提案を促進するにはどうしたらいいですかということを書いていて、何か文脈が合っていない気がします。また、逆に並列してしまうと、この赤字のとおりに提案しないといけないみたいになってしまうので、民間提案を促進するためにこういうネットワークの創出が大事だというのはわかるのですけれども、この流れでいいのかなという印象をが受けます。
- ○石原委員長 事務局、どうでしょうか。
- ○武井企画官 民間提案の促進という文脈でこういう体制の構築ということを入れてみた ものではございますが、今、御意見がありましたので、もう一度事務局のほうで座長に相 談させていただければと思います。
- ○H委員 済みません、もう一度、場所とポイントを確認させていただけますか。
- \bigcirc C委員 1ページの最後の(8)のところです。
- ○石原委員長 1ページの最後の(8)から赤字の次のページの、そのもとと後とが前後 しているのではないかという御質問ですね。

この点については、御趣旨は基本的な提案と齟齬のあるものではないと存じますので、 後ほど事務局のほうでさらに検討させていただきまして、最終案としてそれをまとめさせ ていただくということにつきまして、座長のほうにお任せ願えればと思います。よろしい でしょうか。

ほかにございますか。どうぞ。

○I専門委員 資料 3-3 の10ページですが、先ほど実施方針の策定のところで、どういうふうに提案した事業者を評価していくかというのは、事例①、②、③があって、これは難しいところなので、具体の各地方公共団体の取組を御紹介されたと思うのですけれども、②、③はそうかなと思いつつ、①は、これは我孫子市のもので、これ自体は、「原則 3 年間は、提案者におまかせします。」とされており、通常の指定管理者の場合です。通常の指定管理者の場合には 3 年から 5 年で入れかわって業務委託に近いようなパターンですけれども、これを 1 番目に持ってくるのが適当かどうかという論点があると思います。すなわちサービス購入型であれば、分割で支払われる場合に、原則 3 年間というか、その非常に短いものを最初に持ってくるというのがちょっと不自然かなという点が 1 つ。そして、

コンセッション型でも、コンセッションの支払いの当初の金額が既設型である場合については、原則3年間というある程度短い期間というものの適用が難しいかなということなので、この事例①の我孫子市を1番目に持ってきた趣旨を考えると、コンセッション型かどうかわかりませんけれども、支払いが分割であまり整備費がかかっていないものかなというぐらいなのですけれども、PFIでは少数ではないかというのが2点目。この我孫子市を1番に持ってきた趣旨はどういうところからかというのをちょっとお伺いしたいのですが。○石原委員長 どうぞ。

〇武井企画官 ここに事例を3つ載せた中で、一般市と政令市で分けると、後ろの2つが 政令市になりますので、一般市もぜひ1つ見つけたいということで見つかったものが我孫子市でございました。

○I専門委員 ちょっと何かミスリーディングかなという気がします。3年間と言われて もなという印象は受けます。

ある程度長期で支払いがあったりとか、長期で事業者のほうでかなりお金がかかっているものは、3年間や5年間では難しいですよね。そういう趣旨みたいなことをどこかに付記していただいたほうがいいのかなという気はいたします。

- ○石原委員長 いかがでございますか。
- ○H委員 今の点、順番はさほどこだわりなく入っていたものですので、ミスリーディングという御指摘がありましたので、これの順番を入れかえるということで対応したいと思います。
- ○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。 どうぞ。

○E委員 同じ論点なのですけれども、ここで書かれているのは、PFI事業に限らず民間提案制度の先例ということでありまして、そういう意味では、全てがPFI制度とは連動していないので、そこは同じだろうと思います。

我孫子市が先頭なのは、最も先んじてこのような手法を導入したという先駆性がありまして、実績も非常に豊富にあるので、問題点も含めて一番調べやすいだろうなと私は思っています。そういう意味では、さいたま市と新潟市の順番が、恐らく実績の積み上がり方で行くとさいたま市のほうが多いのではないかと思うので、今の論理でいけば、さいたま市が2番目のほうがいいかもしれませんので、何らかの順番は、結構気にする人は気にすると思うので、しっかりした理由があればいいと思いますが。我孫子市の事例は、この世界では極めて有名で、いろいろなところで参考にされているトップにふさわしい案件ではないかと思います。

○R専門委員 民間の立場から言いますと、我孫子市の事例は画期的な制度でありまして、 民間提案が通って、その後、基本的に審査結果が通れば、公募なしに随意契約で行けるの で、これは民間にとっては非常にインセンティブが働くいい事例だと思いますので、最初 に来ているのは、民間にとってはわかりやすいなという気はします。

- ○I専門委員 いや、私のポイントは、3年間というのがちょっと短いかなという点です。 それについての何か対応なり付記があれば、随意契約でできるということは非常に大きい ことですし、ただ、事業体系によって適切かどうかというのがあるのではないかというの が私の指摘のポイントですので、順番等はこだわりません。
- ○石原委員長 宮本委員長代理、いかがですか。
- ○宮本委員長代理 PFIとしての民間提案の実例がまだないのでなかなか苦しいところではあります。この我孫子市の例もわかるのですが、これはやはり指定管理者の例だと思いますので、PFIの今の民間提案という形でこれが最初に来たのはちょっとミスリーディングになる可能性があるのではないかということで、先ほど柳川座長もおっしゃいましたけれども、これも参考という形で行けば、ちょっと順番を変えるというのがわかりやすいのかなと私は思います。
- ○石原委員長 E委員、R専門委員、いかがですか。
- ○E委員 これは3つとも業務委託ですね。指定管理者ですらないということですので、そういう意味では、施設整備型のPFIでなくてもいいのですけれども、そういうものに対する民間提案の事例というものは基本的には存在しません。制度的には存在するのですけれども、提案事例がないということですので、ない中で最も参考になるのは何だろうかという順番をつけるということだと思うので、あとは事務局と座長にお任せしたいと思います。
- ○石原委員長 どうぞ。
- ○H委員 順番は難しい問題なのですけれども、今、宮本委員長代理からお話があったように、これはちょうどいい事例がなかなかない。このPFIの運営に関して事例がない中で、関連して注目できる事例を持ってきているというところがあって、ただ、その点は確かに、これだけ見ると、何かPFIに関する先駆的な事例が載っているのかなと見えるおそれがあって、そこは、今の数字も含めてちょっと誤解がないようにしないといけないと思います。これはフィットした事例ではありません、参考として今のようなこういう関係に関する事例ですということをどこかに明記して、誤解がないようにはしたいと思います。
- ○石原委員長 ※印で注釈をつける形で誤解のないようにしていく形で決着としたいと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○J専門委員 Jでございます。

資料の3-2の修正案の中で、公共施設等の総合管理計画という項目が入っていますが、 私は情報公開という視点からこれは非常に重要だと思っています。そもそも民間提案が少ない背景には情報公開が極めて限定的な部分に限られているという問題があると思います。 自治体が推進している公共施設等管理計画の策定について、恐らく公共施設資産台帳とかに基づき、維持管理費用等の算出、積み上げを行っているのではないかと推察致しますが、本来であれば施設の老朽化等の実態を調査して維持管理計画を策定していく必要があると 思います。インフラの老朽化や利用状況を勘案して、維持更新の優先順位を付与し、場合によっては廃止するインフラなどを市民に提案するなどの対策を講じて行かなければ、長期的に財政はひっ迫することになりかねないという懸念があります。インフラ更新の優先順位の目安が示されれば、インフラを統合化して更新するような具体的なアイデアは民間からどんどん提案しやすくなりますし、場合によっては、公共施設等の総合管理計画策定段階から民間のノウハウを導入するような提案機会の設置もあっていいのではないか、と思います。自治体におかれましては情報公開をどんどん進めて戴きたいと思います。

一方、事業者の立場からすると、企業が提案するときは、社内決裁が不可欠であり、そのためにはある程度確度の高い情報とそれに基づいた分析内容を社内で説明する必要があります。そういった意味からも民間提案を掘り起こすような情報の公開の在り方を再考して戴けると民間のノウハウがより導入されやすいし、提案もしやすいという状況になると期待致します。

○石原委員長 ありがとうございました。

情報公開をいかに積極的にやる形で後に生かしていくかという観点からの御意見ですね。 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○A委員 Aでございます。マニュアル案の22ページです。PFI事業のLCCを計算するのに損益計算書の表があるのですけれども、1の「営業収入」とありますが、「営業収益」が一般的かと思います。2の「営業支出」とありますが、「営業費用」が一般的かと思います。4の「営業外収入」も「営業外収益」ですね。5の「営業外支出」も「営業外費用」ということで、損益計算書であれば、収益、費用という言葉ですね。収入、支出というのは、どちらかというとキャッシュフローや収支計算書で使われる科目なので、せっかくの機会ですから、御検討いただければと思います。

○石原委員長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。先ほど幾つかの宿題がございましたけれども、それぞれそこでの結論に従って事務局のほうで補足していただきまして、質疑応答はこの辺で示させていただきます。

以上の点につきまして、おまとめいただきましたプロセスに関するガイドライン改正案 及び民間提案推進マニュアルを委員会として取りまとめるということにさせていただきた いと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 ありがとうございました。

それでは、以上の形にいたしまして、最終的な内容の修正等につきましては柳川座長に 一任させていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入らせていただきます。VFM・リスク分担ワーキンググループの 検討状況につきまして、VFM・リスク分担ワーキンググループの根本座長及び事務局より 御説明をよろしくお願いいたします。 ○E委員 Eです。簡単に位置づけのみ御紹介いたします。

このワーキンググループは、新たな事業類型、独立採算、収益施設併設、運営権活用型 事業におけるバリュー・フォー・マネー、それからリスクの勘案を実施するために、バリ ュー・フォー・マネーとリスク分担の2つのガイドラインのあり方等を検討するというミ ッションでスタートしております。

その中で、新たな事業類型を念頭に置きつつ、そこで生じた論点というのが、従来型のサービス購入型にも十分応用ができる、あるいはこの機会に見直さなければならないというようなことから、かなり突っ込んだ議論を展開しております。最終的に、ガイドライン等に反映させるべきものと、必ずしもそうでないもの、それから、反映させるべきものでも、直ちに行うべきものと少し検討したほうがいいもの、このような論点が幾つか登場してまいりましたので、今回は、中間とりまとめということで、当面、リスク分担のほうですけれども、ガイドラインに速やかに反映させるべきもの、それから、新たな事業類型につきましてはさまざまな論点があるのですけれども、まだ始まったばかりで、現場でも相当いろいろな検討が行われているということでございますので、これらの動向を踏まえながら、さらに検討していきたいということで位置づけております。

資料に関しましては、今申し上げた中間とりまとめの案を資料4-2、その概要を資料4-1に記述してございますので、事務局より説明していただきます。

- ○石原委員長 よろしくお願いします。
- 〇山田企画官 続きまして、事務局より説明させていただきます。事務局を務めておりま す企画官の山田と申します。よろしくお願いいたします。

今、根本座長から趣旨、位置づけについて御説明いただきましたが、今回、資料としては4-1、4-2を準備しております。資料4-2が中間とりまとめの本体でございますが、資料4-1を概要版として1 枚紙にまとめるに当たって、資料4-2、中間とりまとめの構成をそのまま対比できるようにということに配慮いたしまして作成したものでございます。

ここからは、主に資料4-1を中心に使いながら御説明差し上げたく存じます。

資料4-1の上部に、位置づけ・目的とさせていただいております。この部分は、中間取りまとめの「第1章 はじめに」に相当する部分、あるいは「第5章 おわりに」に相当する部分の記載の内容になってございます。このワーキンググループ、実際には、根本座長からも御説明いただいたように、新たな事業類型におけるVFMとかリスク分担についての議論ということで、平成25年11月から6回にわたって御議論いただいた内容でございます。御議論の内容を踏まえまして、当面、ガイドラインへ速やかに反映すべきものを御指摘いただいておりますとともに、そのほかにつきましても、今後の事業の動向を見据える際における論点について整理をいただいたという認識でございます。

続きまして、資料 4-1 の、左右に分かれておりますが左半分「VFMについて」というところの御説明をさせていただきます。この部分、中間とりまとめ本体では第 2 章に相当

する部分でございます。

まず、VFMにつきましては、3つの論点がございます。1つ目といたしまして、支払額削減以外のVFMということで、これは、中間とりまとめ本体では3ページから始まっているところでございます。

ここでは、VFMの定義の2つある大きなものの支払額削減以外の部分の「サービスの価値の向上」でございますが、この部分をいかに評価すべきであるかといったことを御議論いただいております。この中で御議論いただいたのは、PFI以外の事業手法、公共調達の中で多様な評価方法が存在しておりますので、そういったところの方法を参照してもいいのではないかといったことの御議論をいただいたわけでございます。

2つ目として、支払額削減以外の効果の定量化。これにつきましては、実際には公共事業に関する費用対便益分析マニュアル、BバイCのマニュアルが存在するわけですが、こういったものをそのままたちまち利用できるということにもならないわけですが、着眼点あるいは効果の定量化に関する原単位が幾つかBバイCのマニュアルに示されている場合がございますので、そういったものが場合によっては活用できるのではないかということを御議論いただいております。あるいは財政支出のばらつきが小さくなるという意味で、その部分を定量化することができるのではないかというようなことも御議論いただいております。

それから、VFMについて2つ目の論点、VFMが果たすべき役割についてでございます。これは、中間とりまとめでは8ページからの部分に相当するものでございます。VFMについては、PFIの事業を進める上でのさまざまな段階ごとに、どんな役割を果たすべきかについて御議論いただいているわけです。

まず1つ目、事業を企画する段階あるいは特定事業を評価する段階、これは、公共側が 事業を発想する段階でございますが、この部分では、やはり実際の事業者からの提案がご ざいませんものですから、支払額の削減の割合の確認が基本であると。そうは言いながら も、リスク調整費あるいは外部効果等の定性的側面も評価すべきではないかという御議論 をいただいたところでございます。

それから、事業者から提案をいただいたものに対する、それを選定する段階でございます。その部分については、その段階では「サービスの価値の向上」についても定量化して評価することができるのではないかということを御議論いただいてございます。

それから次に、3つ目の論点、VFMの評価のあり方についてでございます。ここは、中間とりまとめでは10ページからに相当する部分でございます。この部分では、新たな事業類型を念頭に置いていただいて御議論いただいております。

収益施設併設型事業ということで、付帯事業からの還元分をどう見込むのかといったところで、例えば地代相当分を評価してみてはどうだろうかという御議論、あるいは、本体施設と付帯施設との相乗効果による部分を「サービスの価値の向上」ということで評価してみてはどうかという御議論をいただいたところでございます。

それから、運営権を活用した事業についても、効果の測定を定量的にするということで VFMがツールとして一定の意義を果たすのではないかということで、こちらは、皆様方から VFMと運営権対価の関係についていろいろと御提案いただいて、御議論いただいたところでございます。

それから、資料4-1の右半分、「リスク分担について」を御説明申し上げます。この 部分は、中間とりまとめで第3章に相当する部分でございます。

ここでは2つの論点をお示ししてございます。まず、1つ目は、リスクの認識等についてということで、リスクを認識するに当たってのさまざまなことについての御議論をいただいております。

1つ目として、リスクワークショップについて御議論いただきました。これは、既往の類似実績がないようなもの、あるいはなかなか定型化できないような事業、案件について活用することが有効ではないかとか、あるいは、そのワークショップを進めていく上では、ファシリテーターと言われる方の役割が非常に重要になってくるのではないかというような御議論をいただいているところでございます。

それから、2つ目、リスクの中身として物価変動とか需要変動のリスクについてどう考えるのかという御議論をいただいたわけでございます。その中で、例えば建設期間中であれば物価変動リスクの分担をきちんと考慮すべきである、あるいは運営期間中であれば需要変動リスクの分担についての考慮が必要であるというような御議論をいただいているところでございます。

それから、リスク分担のもう一つの論点でございますが、本体事業と付帯事業との間の リスクの遮断についてでございます。この部分は、「リスク分担ガイドライン」への速や かな反映が必要というとりまとめをいただいたところでございますが、中間とりまとめで は、17ページからの部分に相当する部分でございます。

ここで、資料4-2をお開きいただきたいのですが、この部分は、実は中間とりまとめの17ページの下半分、破線の枠囲みをしている部分がございます。この枠囲みの中は、現在のリスク分担等に関するガイドラインの抜粋でございますが、その枠の中の下から5行目あたり、「このため」以降の部分ですが、「選定事業に係るリスクと他の事業に係るリスク」、これは、本体事業のリスクと付帯事業のリスクという意味でございますが、これを「できる限り分離する」というような書きぶりになっております。これは、今後、付帯事業からの収益を期待して進めていく新たな事業類型の推進にたちまち差し障るのではないかということで、「速やかな反映が必要」というおとりまとめをいただいたところでございます。

では、実際にどういう方法があり得るのかということで、また資料4-1に戻りますが、例えば本体事業と付帯事業を実施する主体を分けてみるとか、あるいは、その主体を分けた上で、付帯事業の実施を担保するために、履行の支援とか格付による信用力の審査とか、あるいは保険などの金融商品の活用といったことがあり得るのではないかということを御

議論いただいているところでございます。

最後になりますが、資料4-1の一番下の部分、VFMとリスク分担の2つの部分にまたがる形で白い枠囲みをしております。この部分は、中間とりまとめの本体では第4章に相当する部分でございます。運営権活用型事業における需要変動等についてということで、この部分は、VFM、リスク分担の双方にまたがる内容ということで、このような位置づけにさせていただいております。

ここで御議論いただいた内容を御紹介いたしますと、事業の収入の根源になる需要の予測が重要であるということ、あるいは、その需要に変動がある場合にも、プロフィットシェアリングというような仕組みを用いることで、その事業の安定性が確保できることもあり得るのではないかとか、あるいは、公共側が事業を企画する段階で収入を予測するわけです。その際に、市場がどのような考慮要素に反応してくるのだろうか、そういったことにあらかじめ留意する必要があるのではないかとか、それとも関連しますけれども、変動要因として利用料金とか利用者数の設定をどう留意すべきなのかといったことを御議論いただいたわけでございます。この部分は、中間とりまとめでは20ページからの部分に相当する部分でございます。

以上でございますが、この中間とりまとめでは、リスク分担ガイドラインへの速やかな 反映について御指摘をいただいているところでございます。その部分について、事務局で 該当箇所のしかるべき措置を進めるべく作業に入りたいと考えているところでございます。 以上でございます。

- ○石原委員長 ありがとうございました。これは大変な作業で、中間とりまとめという形でおまとめいただいたわけでございますが、皆様から御質問等ございますでしょうか。
- ○I専門委員 資料4-2の13ページですけれども、前のワーキンググループからつけ加えていただいた表だと思うのですけれども、ここは、「なお、VFMをサービス購入型事業における支払額削減分に運営権対価を加えたものと解釈し」なのですけれども、これは、「サービス購入型事業における」というのはやはり必要なのですか。これはVFMの一般的説明なのか、運営権方式での話をしているのかというのがいまーつよくわからないので、図の見方を教えていただけますか。
- 〇山田企画官 若干この部分は補足が必要かと存じます。説明が十分でなかったことおわび申し上げます。

実は、この式の作成に当たりましては、宮本委員長代理からも御助言を賜って作成させていただいたのですが、前提として、想定している事業のタイプが、サービス購入型事業をもとに、それをコンセッションと比較した場合というところで、この数式を整理しております。ですので、サービス購入型事業では、公共から事業者への支払いが発生しますので、そこにさらにコンセッションで運営もお願いしたということを考えると、例えば施設をつくっていただいたものに対するサービス対価の支払い、そこにオペレーションマネジメントをしていただく部分の運営権を加えたと。そう発想してみるとこのような整理がで

きるのかなということで、上2行、「VFM=」というところが、右辺は2つの項から構成されていまして、そのそれぞれの項、「従来方式での公共支出-PFI方式での公共支出」とありますが、それぞれの2つの項について、下の2つの式をお示しさせていただいております。そういうことで記載させていただいているところでございます。

- ○石原委員長 どうぞ。補足をよろしくお願いします。
- ○宮本委員長代理 ちょっとこの上の文章はもう少し書き直したほうがいいかと思いますね。下の表といいますか式は、この前の最後のワーキンググループのときの議論を踏まえて、基本的なバリュー・フォー・マネーというのは、財政支出額の削減量を一般的には指しているだろうと思います。そういう形で書くのだったら、基本的には従来型での公共支出からPFI方式での公共支出、いわゆる運営権の場合でも同じように考えられるだろうという式になっております。ですから、第1項はこれ、第2項はこれというのが、ちょっと表現が見にくいように思いますので、表現の仕方はもう少し工夫が要るかと思います。しかし、趣旨としてはそういう趣旨でございます。
- ○石原委員長 よろしゅうございますか。
- ○I専門委員 そういうことですね。
- ○宮本委員長代理 ですから、ちょっとこの上のサービス購入型事業云々という文章は、 かえって混乱するかと思いますので、ここはちょっと、もう少し文章をわかりやすくする という形を、後で座長と一緒に御相談させていただければと思います。
- ○石原委員長 よろしゅうございますか。 ほかにございますでしょうか。どうぞ。
- ○P専門委員 具体的な事例でお伺いしたいのですけれども、8月14日に日本経済新聞の夕刊で大々的にコンセッションの記事が取り上げられていたのですね。そこで、兵庫県が6月に全国で初めて空港に運営権を設定したという記事があります。それで、売却額はゼロだけれども、第三セクター会社が空港ビルと一体で運営することで、年3億5,000万円かかる維持管理費を期間中に4,200万円削る、こういう内容です。この売却額がゼロというのは、こちらの中間とりまとめでいう14ページのパターン2に該当するということでよろしいのでしょうかということと、この4,200万円削減するというのが、この13ページのバリュー・フォー・マネーという理解でいいのでしょうか。

それが1つと、あともう一つは、運営権を設定したということなのですが、売却先が、 純粋な民間ではなくて第三セクターなのですね。これは恐らく随意契約ではないかと思う のですけれども、こういう事例というのは、節減がある程度図られるということはいいの かもしれないのですが、純然たる民間の競争をやって相手を選んでいるわけではないので、 この辺の考え方というのは、事務局としてどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、 ちょっとお聞かせいただければと思います。

- ○石原委員長 どうぞ。
- ○山田企画官 まず、1点目の御質問、記事に記載されています数字が、たちまちこのパ

ターンに当てはめるとどこになるのかというのが、まだ十分その検証ができないないということと、この部分、13ページ、14ページでお示ししている部分は、非常に一般的なことで、時間軸を切り捨てていたり、非常に簡略化している部分があるものですから、なかなか実際のモデル事業に当てはまるかどうかといったところは、今後、検討の余地があるのかなと思っているところでございます。

それから、2点目ですが、例えば資料4-2の3ページのところ、第2章の1. 議論の前提というところにも書かせていただいていますが、VFMについて考える以前に、PFIでやるかやらないか、そういったところについては、効率性を追求する前に、まずその必要性について十分に議論を経た上でこの俎上に乗せるべきではないかといったことを議論の前提として書かせていただいているところでございます。

○石原委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。いずれにしろ中間のとりまとめでございますので、皆様の御意見がさらにございましたら、修正しながら、グループとしてまとめていただくという形になろうかと思いますが、それ以上の御意見、この場で何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほど申し上げました前提がございますけれども、質疑応答はこれまでにさせていただきまして、本中間とりまとめを踏まえまして、リスク分担等に関するガイドラインの見直し作業に早速着手していただくよう、事務局での作業をお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

それでは次に、報告事項に移りますが、集中強化期間の取組方針等につきまして、事務 局よりよろしくお願いします。

〇持永審議官 それでは、報告資料の1-1、それから1-3、1-4の御説明をしたい と思います。

1-1ですが、産業競争力会議というものが総理主宰で開催されている中で、コンセッションをもっともっと拡大してほしいという総理の御指示等々も踏まえた中で、6月の第35回委員会で御相談したものでございます。改めての細かい御説明は省略いたしますけれども、ポイントだけ申し上げれば、コンセッションをなるべく早く、なるべく大きく拡大しようということで、ポンチ絵の青丸のところに書いてありますが、3年間集中的に頑張りましょうということ、それから、重点分野を4つ掲げましょうということ、それから、数値的な目標を掲げましょうということで、コンセッションの具体的な件数も含めて数値目標を掲げたということでございます。

6月のこの委員会での御審議の後、推進会議にも諮って、そこでの決定といたしたところでございます。それで当然終わったわけではなくて、その事後談も含めて御報告したいのですが、それが報告資料 1-3 と 1-4 です。 1-3 は「経済財政運営と改革の基本方針」ということが書いてあります。これは 6月24日に閣議決定したもの、それから、 1-4 は「『日本再興戦略』改訂2014」ということで書いてありますが、これも 6月24日に閣

議決定したものです。

前者、報告資料1-3のほうは、経済財政諮問会議というところでのいろいろな議論を経て、平成27年度予算に向けて、その先の少し中期的な経済運営の要素も入るのですけれども、当面の経済財政の基本的な考え方を政府として示す閣議決定です。それから、1-4のほうは、「日本再興戦略」と書いておりますが、産業競争力会議で中身を練って、日本経済再生本部というところで案に仕上げたものです。

後者のほうは、経済財政運営という要素も一部含むのですけれども、眼目は、アベノミクスを力強く進めていこうということで、一般に成長戦略と言われておりますけれども、そういう我が国の成長戦略を練っていこうという会議の場でのアウトプットを閣議決定したものということであります。PPP/PFIという概念そのものは両方に絡む部分があるものですから、先ほど申し上げたこの推進委員会、それから推進会議で決めた内容を引き継いだ形で、6月24日にそれぞれ閣議決定ということで、改めて政府としてオーソライズをし、みんなで進めていきましょうということを対外的に明らかにしたというものでございます。今後、こういう閣議決定も踏まえていろいろな取組を、内閣府だけではなくて、関係省

今後、こういう閣議決定も踏まえていろいろな取組を、内閣府だけではなくて、関係省 庁にもいろいろな予算的な措置、税制上の措置等々をお願いしながら進めていくことにな ろうかと思っております。

報告は以上です。

○石原委員長 ただいまの御報告に関しまして何か御質問等ございますでしょうか。 よろしゅうございますでしょうか。

本日いろいろ御提供いただきました資料につきまして、それぞれのワーキンググループで5回ないし6回、精力的な作業を進めていただきまして、本日アウトプットとして出されたこと、本当にありがとうございました。また引き続き、中間とりまとめというような形で、これからさらに詰めていくプロジェクトもございますけれども、あわせまして、座長を初め、皆様方、改めてまたひとつ作業のほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。